破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第２２１号
神奈川県横須賀市鴨居２丁目22番２号
破産者　杉山　　剛
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第３４５号
神奈川県三浦市岬陽町22番７号
破産者　與　　文香
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第９５８号
仙台市泉区虹の丘４丁目10番地の６　県営虹の丘住宅２―306
破産者　中西　道直
1　決定年月日　平成23年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６１号
宮城県登米市石越町北郷字小谷地９番地１
破産者　川嶋　美恵
1　決定年月日　平成23年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２２年（フ）第１０３８号
千葉県市川市新井３丁目10番13号ナカザトハイツⅡ―106号、開始決定時の住所埼玉県川口市川口５丁目16番22―404号
破産者　清水　敬祐
1　決定年月日　平成23年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２５３号
山梨県北杜市須玉町藤田272番地１
破産者　深澤　　崇
1　決定年月日　平成23年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２５４号
山梨県北杜市須玉町藤田1416番地
破産者　深澤　英明
1　決定年月日　平成23年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１９５号
静岡県榛原郡川根本町徳山1953番地
破産者　山本多香子
1　決定年月日　平成23年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７６５号
静岡市清水区杉山24番地の10
破産者　八田登志子
1　決定年月日　平成23年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１７５６号
大阪府東大阪市東山町６―25　ピエモンヌ東山201号、開始決定時の住所大阪府東大阪市東山町６番29号　リベルテ新石切301号
破産者　三田　貴士
1　決定年月日　平成23年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２１９３号
大阪府豊中市岡上の町１丁目３番23号
破産者　丸山　忠彦
1　決定年月日　平成23年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３３５１号
大阪府八尾市弓削町１丁目173番地、前住所大阪府吹田市山田東１丁目19番19―506号
破産者　川上　　聡
1　決定年月日　平成23年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５５０９号
大阪府門真市沖町16番26号
破産者　久保田利行
1　決定年月日　平成23年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５６９３号
大阪市住吉区大領４丁目５番15号
破産者　平野　光也
1　決定年月日　平成23年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５７１２号
大阪市浪速区恵美須西１丁目２番７―807号
破産者　鳴戸　廣明（旧姓野木）
1　決定年月日　平成23年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６２０１号
大阪府東大阪市大蓮北４丁目２番35号、開始決定時の住所大阪府東大阪市衣摺２丁目７番16号
破産者　村木　信三
1　決定年月日　平成23年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６５０８号
大阪府寝屋川市池田旭町13―２、開始決定時の住所大阪府寝屋川市池田西町14番５号
破産者　原内　陽子
1　決定年月日　平成23年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６８０７号
大阪府門真市千石東町６番21―３号
破産者　徳田紀一郎
1　決定年月日　平成23年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６８８７号
大阪府柏原市旭ケ丘１丁目11番８号
破産者　馬場　孝至
1　決定年月日　平成23年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部